○国土交通省告示第二百八十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	福岡県豊前市大字久路土五三番三から大分県宇佐市大字山本字下堂山姥ヶ谷一八八〇番二まで	平成二十七年三月一日十五時

○国土交通省告示第二百八十三号

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二十号	東京都世田谷区給田三丁目八百七番二から調布市国領町二丁目二十一番二十三まで

○東北地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

東北地方整備局長　縄田　正

平成十九年東北地方整備局告示第七十号を平成二十七年三月三十一日をもって次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道	四号	宮城県大崎市古川字青塚二一四番一地先から同県栗原市志波姫堀口見渡二番一地先まで

○関東地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栃木県下都賀郡野木町大字野木字宿二〇一九番三地内	前	一四・五八～一六・〇〇メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	一六・〇〇～一六・〇〇メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栃木県下都賀郡野木町大字野木字宿二〇一九番一から同町大字野木字宿二〇二一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十七日

○関東地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	横浜市金沢区片吹一一五番一から同市金沢区片吹四四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十七日

○関東地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分六丁目九八五番二から同市国分一丁目九四一番三三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月一日

○関東地方整備局告示第八十一号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年二月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市千野町ほ二八番一から同市矢田町壱六号粕蔵四番一まで	前	二九・八七～三一・三メートル	三・一九七キロメートル
	後	九・五〇～三二・九一メートル	三・一九七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所